

報告第 1 2 号

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部改正について

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 3 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部を
改正する規程

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部を次の
ように改正する。

第3条第1項第1号イ中「開催地市町村以外に」を「開催地市町村以外の市
町村で、長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町（以下「構
成市町村」という。）のいずれかに」に改め、同号に次のように加える。

ウ 構成市町村以外の市町村に住所を有する委員 実費に相当する額

附 則

この規程は、平成16年3月29日から施行する。

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表（改正部分抜粋）

改正後	改正前
<p>（費用弁償の額）</p> <p>第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席し、又は協議会の職務を行うために旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 会議等に出席する場合</p> <p>ア 会議等の開催地市町村内に住所を有する委員 日額 300 円</p> <p>イ <u>会議等の開催地市町村以外の市町村で、長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町（以下「構成市町村」という。）のいずれかに住所を有する委員</u> 日額 1,000 円</p> <p>ウ <u>構成市町村以外の市町村に住所を有する委員</u> 実費に相当する額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（費用弁償の額）</p> <p>第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席し、又は協議会の職務を行うために旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 会議等に出席する場合</p> <p>ア 会議等の開催地市町村内に住所を有する委員 日額 300 円</p> <p>イ <u>会議等の開催地市町村以外に住所を有する委員</u> 日額 1,000 円</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

改正理由

- ・ 新市建設計画策定小委員会の委員に長岡地域合併協議会の構成市町村以外に住所を有する者が選任されたため、会議に出席する場合の費用弁償の支給区分を追加するもの。

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、長岡地域合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 協議会の会長及び委員の報償費の額は、日額9,100円とする。ただし、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員である者(以下「地方公共団体の長等」という。)については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席し、又は協議会の職務を行うために旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。

(1) 会議等に出席する場合

ア 会議等の開催地市町村内に住所を有する委員 日額300円

イ 会議等の開催地市町村以外の市町村で、長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町(以下「構成市町村」という。)のいずれかに住所を有する委員
日額1,000円

ウ 構成市町村以外の市町村に住所を有する委員 実費に相当する額

(2) 協議会用務のため旅行した場合の日当等に相当する費用弁償の額

ア 日当に相当する費用弁償 日額2,600円

イ 日当以外の旅費に相当する費用弁償 実費に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の長等については、同項第1号に規定する費用弁償を支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月29日から施行する。

